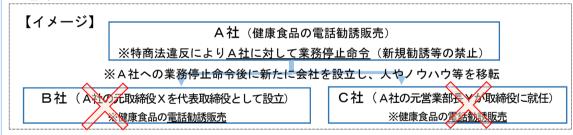
特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第174号)の概要

平成28年改正特定商取引法を踏まえて業務禁止命令の対象となる使用人の範囲を定めるとともに、美容医療契約を特定継続的役務提供の対象に追加する。

1. 悪質事業者への対応の強化

〇業務禁止命令の対象となる使用人の範囲の確定

- ・平成28年改正法で新設された業務禁止命令の対象は、業務停止命令を課される事業者の役員(例:取締役)と「政令で定める使用人」とされている。
- →「政令で定める使用人」として、
 - ①営業所等の業務を統括する者(例:営業所長)
 - ②業務停止命令の対象となる業務を統括する者(例:外販部長) を規定する。



〇立入検査等の対象となる「密接関係者」の拡大

- 特商法では業務停止命令等の対象となる事業者に加え、事業者と 密接な関係を有する者として政令で定める者(「密接関係者」、 例:エステで使用する化粧品を販売する者)も立入検査等の対象 とされている。
- →親会社が勧誘方法の指示をしている場合もあることを踏まえ、 「密接関係者」として、**事業者の親会社・子会社等を追加**する。

2. 美容医療契約の追加

- ・特商法の特定継続的役務提供は、一定 の期間以上継続して行われる特定の役 務であり、クーリング・オフ等が可能。 具体的な役務(例:エステ)、提供期間(1か月超)、金額(5万円超)等 を政令で規定している。
- →消費者委員会の答申を踏まえ、相談件 数等も勘案し、一定の**美容医療契約を 特定継続的役務提供の対象に追加**する。
- →具体的には、1か月を超えて継続して 行われる美容医療契約のうち、
 - 1)脱毛
 - ②にきび・しみ・そばかす・ほくろ等 の除去
 - ③肌のしわ・たるみ取り
 - 4)脂肪の溶解
 - ⑤歯の漂白

等について、主務省令で定める方法 (例:光の照射、薬剤の注射)による ものを追加する。

- (※) このほか平成28年改正法等を踏まえて所要の規定を整備。施行日は平成29年12月1日(改正法の施行日)。
- (※※) 主務省令の改正(例:SNSのメッセージ機能により営業所等に誘引した者に対する販売を訪問販売の 規制に追加)によって、消費者委員会の答申事項を実施。